

KSKS

ピープルファースト通信

2003年12月号

No.5

あさひでせいさんふくしえん、しゃくじいけいさつしょ
旭出生産福祉園、石神井警察署を

ゆるさない!!

2000年2月20日 第3種郵便物認可 毎日発行

グループホームのお金は かね

へらさせない!!

きんきゅう

緊急!

12月にはいい、わたしたちが、ゆるせないことが2つも おこりました。ほんとうなら、「滋賀大会報告号」をだす予定でしたが、ここに緊急号を発行することにしました。みなさん、しってください。こんなこと、ゆるしてはいけません!!

< もくじ >

あさひでせいさんふくしえんじけん

「旭出生産福祉園事件」について

じけん

3 事件について

じけん

4~5 事件をしらせる「ビラ」

とうきょうと きんきゅうようぼうしょ

6~7 東京都への緊急要望書

とうじしゃ いけん

8~10 当事者の意見

べんごし てがみ

11~13 弁護士の手紙

しえんひたんか

「グループホーム支援費単価

ひきさげ あん

引き下げの案」について

こんかい もんだい

14 今回の問題について

こうせいろうどうしょう あん

15 厚生労働省の案

16 補助金不足 (asahi.comから)

こうぎぶん

17 ピープルファーストの抗議文

おおさかふ だ こうぎぶん

18~19 大阪府が出した抗議文

あさひでせいさんふくしえんじけん 「旭出生産福祉園事件」について

(自立生活センター「グッドライフ」から「はっしんきち ザ☆ハート」へおくられてきたメールより)

2003年12月4日(木曜日)東京都練馬区にある社会福祉法人大泉旭出学園 旭出
 生産福祉園(知的障害者入所授産施設)にて、到底許しがたい出来事がおこりま
 した。5年ほど前から私たちが親元での地域生活支援を行っていた男性Aさん
 (重度知的障害者、37歳)は、今年5月に本人の意思に反して、親の希望で入所
 を余儀なくされました。その日、私たちの仲間は旭出生産福祉園に入所してい
 るAさんと話し合いをするために園にいきました。いつものように、駐車場に
 て本人と将来どのように生活をしたいか話し合いをしていたらまもなく数台のパ
 トカーが来て車を取り巻く騒ぎになりました。1時間ほど車の中で話をしてい
 ましたがAさんは自分の意思で車をおりました。その後私たちの仲間は「
 建造物不法侵入」ということで逮捕されてしまいました。

(中 略)

私たちは本人の意思に反して親が入所施設と契約をしたこと、施設内で通信や
 外出の自由が制限されていることに怒りを覚えます。施設は嫌だと訴えるAさ
 んに対し、「判断能力はない」という親とともに福祉地域生活の可能性を奪おう
 とする旭出学園の行っていることは人権侵害であると考えます。行政や福祉
 関係者が本人の意向より親の意向を優先する発想を改めない限り、今後も入所
 施設に入れられてしまう知的障害者は増え続けるでしょう。私たちは彼の地域
 生活を実践するために、施設や親が本人の意思を尊重し、地域生活の可能性を
 さぐる作業をともにに行い、実現していくよう求めます。さらに警察を呼び、
 仲間を逮捕させた今回の対応に強く抗議します。

旭出生産福祉園の閉鎖性と

石神井警察署の「建造物侵入」を口実とした

地域生活支援者逮捕の暴挙に

徹底抗議する！！

2003年12月4日(木)、東京都練馬区にある社会福祉法人 大泉旭出学園 旭出生産福祉園 (知的障害者入所授産施設)にて、到底許しがたい出来事が起きました。

5年ほど前から、親元で地域支援を受けていた男性Aさん(重度知的障害者)は、今年5月に、本人の意思に反して親の希望で入所を余儀なくされました。しかし、入所後もAさんは週末などを利用して地域支援者や当事者の仲間とボウリングやカラオケなどに行く余暇を楽しんでいました。このような余暇活動についても、園側は「生活習慣の確立を考えると、一貫性のある取り組みを自指している」、「人とのかわりかかわりが複数だとばらばらの支援でおちつかない」、「話に来る事は親の許可を取ってください」、「責任者は親なので」、「Aさんの外出については月に一回通院用事だけです」と一貫してAさんの意志を無視した閉鎖的な対応を行なってきました。

さらには、Aさんの電話帳などを没収し、社会との連絡手段を奪うといったことまで行ないました。Aさんは入所して約半年経ちましたが、このような旭出生産福祉園に対してはつきりとした拒否の意志を示しています。

12月4日(木)、地域支援者とAさんの仲間は話し合いをすするために園に行きました。17:00頃、いつものように作業棟前の駐車場に車を停め、作業後のAさんと車の中で将来どのように生活していきたいのかを聞いていると間もなく教台のパトカーに乗って警察官が駆けつけてきて、車を取り囲む騒ぎにな

りました。5年も前からずっと関係のある支援者やAさんの仲間がいつものように園に行き、車中でAさんの意志を確認していただけで、なぜ旭出生産福祉園は「建造物侵入」を口実にして警察に通報しなければならなかったのでしょいか？

園の利用者の方々は仲間などの面会さえも家族の許可がなくては許されない異常な状況です。

これは、旭出生産福祉園の閉鎖性を象徴した断固許す事のできない事件です。また、石神井警察署は事実確認を行わずに、園側からの一方的な聞き取りだけで逮捕に踏み切るといふのは逮捕権の濫用であり、こうした暴挙を絶対に許すわけにはいきません。

利用者に、二一ズを超えた管理・束縛をするのは人権侵害です。

旭出生産福祉園には利用者の自由と尊厳を考える精神はどこにもありません。私たちは、利用者をとまりまくり非人道的行為を絶対に許しません。

旭出生産福祉園は閉鎖性を認識し、

直ちに利用者の意志と自由を認めよ！

自立生活センター 小平
特定非営利活動法人 P.F.P.C はたらきは
特定非営利活動法人 自立生活センター グッドライフ
特定非営利活動法人 ビーブルファースト東久留米
特定非営利活動法人 ビーブルファースト東京

代表連絡先 (自立生活センター 小平)
〒187-0003 東京都小平市花小金井町1-26-30 パラシオ102
TEL 0424-67-7235 FAX 0424-67-7335
E-mail cilkodaira3@hotmail.com



旭出生産福祉園内と石神井警察署での事実経過の概略

- 2003年12月4日(木)
 - 17:00 Aさんと関わる地域生活支援者B、Cと知的障害当事者の仲間Dが車で、旭出生産福祉園のいつものように駐車場に入る。作業が終わる、作業棟から出てきたAさんをB、C、Dが呼びに行くと、Aさんが車に乗ってくる。Bが、園の職員に車内で話すことを伝える。職員らしき人が車をノックする。
 - 17:05 Aさんと落ち着いて話するため、内側から新聞紙を車の窓に貼る。車の外から園の職員がビデオで撮影を始める。
 - 17:15 石神井警察署のバトカーが到着。職員が車をノックする音。車中でAさんと話を始める。(以下Aさんとのやり取りの一部)
 - Aさん、旭出生産福祉園の写真に「バツ」のマークをおく。
 - Aさん、家の絵に「マル」のマークをおく。
 - B「警察が来てるな。みんな来てるな。旭出行く?」
 - Aさん、手をふって「イヤ」のサイン。
 - C(車外に向かって)「あの一、話してただけなんですよ。本人おりにたくないって。本人がおりたくないって言ってるんですよ。何でダメなんです。本人の意志で。」
 - B「出るか? A、行くか?」
 - Aさん音を振る。
 - C「静かに話させてください。パトカーのランプ嫌なんです。降りたがらないですよ。旭出が嫌だと言っててるんですよ。」
 - 17:36 B、車中より他の仲間に携帯で連絡する。
 - 「警察10人くらいに囲まれている。」
 - 17:45 B、車中より他の仲間や所属団体代表Eにも携帯で連絡する。
 - 17:59 Aさんの父親が来て、Aさんが車から降りる。
 - 18:10 電話を受けた仲間が旭出生産福祉園に到着するが、入り口門を警察が封鎖。車中から呼ばれた事を伝えても、一切門前払い。
 - 18:35 支援者E、旭出生産福祉園に到着。B、C、Dは車から降りる。B、Cは現行犯逮捕。知的障害当事者のDについての扱いは不明。
 - 18:40 EとB、C、Dが石神井警察署に連行される。
 - 19:00 他の支援者、当事者の仲間の数人も石神井警察署到着。1階ロビーで待つ。
 - 19:10 署内で、石神井警察署の刑事課課長備佐牧野氏からの説明。牧野氏「建造物侵入で逮捕した。建物の管理者に権限がある。親には親権がある。」(注:民法上Aさんは成人なので、親に親権はない。)支援者(新井)「本人が助けてくれてくれって連絡があってもダメなんですか?」

- 19:25 牧野氏「そうだ」
- 署内から、「正当な理由のない方の出入をお断りします」という名目だけで、一切の説明をなしに半実方行使にて至急追い出される。
- 19:40 向署近藤氏、「(逮捕の理由として)40歳になってからも親権はある」「法律でそうなってる」
- 支援者(中村)「どの法律か?」近藤氏答えず。
- 20:15 他の当事者の仲間、支援者が車にて署に来るが、駐車場ほとんど空いてるにも関わらず、駐車拒否。支援者側の質問には、上詰と同じ名目。石神井警察署「お前たちは帰りなさい。用がない」の一点張り。
- 21:45 支援者(茉永)が代表で署内に入り、警務課長代理江黒氏と話す。茉永「何で逮捕されたんですか?」
- 江黒氏「建造物侵入または、住居侵入、住居部分なら住居侵入ということになる。許可なしに立ち入ったということ。旭出さんの方から通報があった」
- 茉永「今まで何回も、普通に中に入って本人と話したり、外出したりしてきたのに、荷で今回いきなり逮捕されるんですか? 双方から事情を聞いたんですか?」
- 江黒氏「こちらは、旭出さんから通報があったので行った。事情は今聞いてる。詳しいことは、逮捕して捜査をしている段階なので、私からは何も言えない。」
- 22:10 Aさんの父親、警察署から出てくる。
- 22:30 D、E、警察署から出て、旭出生産福祉園に向かう。現地に着き、そのままD、Eは帰ってよいことになる。
- 12月5日(金)
 - 9:00 Bの妻、支援者らが接見を希望したが、拒否される。最初、警察側は説明なく「48時間は、接見できない」(注:刑事訴訟法では、原則的に接見可)と主張。
 - 茉永「弁護士との打ち合わせの為、自分だけ」
 - 牧野氏「あなたと会う権利があるかどうかはわからない」
 - 茉永「弁護士は何時なら会えるのか?」
 - 牧野氏「あなたに説明する必要がある」
 - 最後、「16時以降でないと会えない」と言われる。
- 時間不明
 - C、板橋警察署に身柄を移される。
 - 17:50 弁護士がBに接見。
 - 19:20 弁護士がCに接見。
 - 12月6日(土)
 - 時間不明
 - B、C、送検され、検察側は10日間の拘留を裁判所に申請。



きんきゆうようぼうしよ
緊急要望書

とうきょうとふくしきよくしょうがいふくしぶちょう ありとめたけしさま
東京都福祉局 障害福祉部長 有留武司様

2003年12月10日

とうきょうと かき てん しゃのいふくしほうじんおいずみあさひで がくえんあさひで せいさんふくしえん
東京都として下記の点について、社会福祉法人大泉 旭 出学園 旭 出生産福祉園

に対して さつきゅう じじつかんけい ちようさ うえ とうきょうと けんかい あき
早急に事実関係を調査した上で、東京都としての見解を明らかにし、

ぐたいてき かいぜん しどう おこな
具体的な改善のための指導を行ってください。

1. 5月1日付けで、旭 出生産福祉園とA さんの間 でかわされた形

となっている支援費制度上の入所契約については、明らかに本人の同意

が無いまま親の意向で行われたものであり法的には無効ではないか。

2. 5月の入所以降、旭 出生産福祉園は様々な形でA さんの、面会、

電話、外出の自由を制限する行為を行っている。(具体的には電話帳の

没収、保護者に対する外出制限の要請、保護者の許可が無い中での面会、

外出の禁止など) これらは、A さんの人権を無視した違法行為に

当たるのではないか。

とうきょうとしょうがいふくしぶしせつふくしか こんかい じけん かん ちゆうないしゃ はな あ
東京都障害福祉部施設福祉課が、今回の事件に関して仲介者として話し合

いによる解決を目指すならば、まず旭 出生産福祉園の浅井園長が石神井警察

東京都への緊急要望書



所^{しよ}に^{たい}対^{おこな}して^{けいじこくそ}行^とった^と刑^さ事^{ようせい}告^と訴^との^と取^とり^と下^とげ^とを^と要^と請^とし^と、^と都^とと^として^と今^と後^と話^とし^と合^とい^とが^とでき

る^{じょうけん}条^{ととの}件^{ととの}を^{ととの}整^{かんが}え^{かんが}る^{かんが}べき^{かんが}だ^{かんが}と^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}ま^{かんが}す^{かんが}。

じりつせいかつ こだいら
自立生活センター 小平

とくていひ えいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人PFPC はたらきば

とくていひ えいりかつどうほうじん じりつせいかつ
特定非営利活動法人 自立生活センター グッドライフ

ひがしくるめ
ピープルファースト 東久留米

とくていひ えいりかつどうほうじん とうきょう
特定非営利活動法人 ピープルファースト 東京

だいひょうれんらくさき じりつせいかつ こだいら
代表連絡先 (自立生活センター 小平)

とうきょうとこだいらしはなこがねいみなみちょう
東京都小平市花小金井南町1-26-30 パラシオ 102

Tel 0424-67-7235

東京都への緊急要望書



こないだのAさんのこと

ピープルファースト ^{びーぶるふあーすと} 東久留米 ^{ひがしくるめ} 代表 ^{だいひょう} 小田島 栄一 ^{おだじま えいち}

ぼくは なんで おやがしせつにいれているの。それはいけないとおもって、まちがえてばかりではないかとおもってます。

ぼくたちはだって ちてきしょうがいしゃです。おやのいけんばかりやっても、ほんにんのきもちでいくのがいいんじゃないですか。

なんで あいにいって Aさんのおや なんでわかってくれないとおもってる。あさひでせいさんふくしえんにいれているのが だめなにんげんなんじゃないか。

Bくんと はたらきばで ^{どにち} 土日どこかにいって ^ひ たのしい日やったり Aさんがいたとき やきゅうみにいったりして ^ひ たのしい日だった。Aさんが ^{ほーりんぐ} ボーリングにいって たのしくえがおだった。しせつにいたら ぐあいがわるそうだった。

しせつで しょくいんが でんわをかけて ^{ぼとカー} すぐにパトカーにれんらくをいれたのがはやかった。

なんでしせつって けいさつと なかがいいのか。ほんとにだめなしせつなのが わかってきました。しせつがわのたいどがゆるせない。

けいさつについて だしてくださいといったら 「たいほしました」とのこと。たださむい日 ぼくたちはおもてにいかされました。けいさつのひとが 「かえりなさい」とか 「くるま いろいろしなさい」とかゆってた。

なんで こんなにもゆるせない。

ぼくたちも がんばっていければ つかまっているひとを はやくだしてもらいたい。いいことやっても だめなんだというのは いけないとおもっています。つかまったひとを はやくだしてください。めんかいさせないのもわからない。

ぼくたちもおうえんして BくんCくんを はやくだしたい。

ピープルファースト当事者の意見

⑧

あさひで おやじ けいさつしよてつぱい
旭出、親父、警察署撤廃

びーぶるふあーすととひがしくるめ いしむらふみこ
ピープルファースト東久留米 石村文子

か 4日つかまった いしむらふみこ 石村 文子です。 いしむらふみこ たいほ 石村 文子は逮捕されたのですか。 じぶん たいほ 自分では逮捕されてないと
かんじました 感じました。

あさひでがくえん
そして 旭出 学園 と A さんのお父さんのことです。

あさひで 旭出 だけじゃなくて、 しせつ いう ところ は じょうしき 常識 では かんがえられない ところで、 しょくいん も
じょうしき 常識 では かんがえられない ひと 人 ばかりだと思いませんか。 おもいません おもわなかったら ひと 人間 として
まともではないです。

おとうさん ひと 人間 として どうか と思います。 おもいます おとうさん
A さんのお父さんも 人として 人間 として どうか と思います。 お父さんにとって A さんは
よていがい こども 予定外の子も だっただのではないかと 思う。

じぶん こども 自分に 子 ども なのに、 こども 子 ども として あつかわ ない。 そして、 A さんの きもち 気持ち も かんがえない、 A
さんの いし 意志 を かくにん 確認 しない。 さんちょう 尊重 しない。 おや 親 として じょうしき 常識 では かんがえられない ひと 人間
として かんがえられない 常 考 えられる ないです。

あさひで しゃふく
そう 旭出 は うち その 社 福、 おとうさん は うち その 愛 です。

あさひで おとうさん おや いのち かんがえて きもち かんがえて いし
そんな 旭出 と お父さん から、 親 よりも A さん 命 と 考 えて、 A さん の 気 持 ち を 考 えて、 意 思
を かくにん して、 さんちょう 尊重 して、 だいじ 大事 に たいせつ に ひと 人間 として ともだち 友達 として せっして
る。

あさひで けいさつ ぐる
そう、 旭出 と 警察 は グル になっ てる と言 い 切 る。 ほんとう 本 当 に。 どの くに けいさつ じょうしき
考 えられる ない 事 して る し、 けいさつ しごと 警察 の 仕 事 も して ない。 しんじられない 人間 として の 理解 も ない。

ピープルファースト当事者の意見

そんな ^{けいさつ}警察 があっていいのか。 ^{にんげん}人間 としての ^{りかい}理解 もないそんな ^{けいさつ}警察 があっていいのか。 な
^{ほう}い方がまし。ありがたい。

Bさん、Cさんだけ ^{つかまえて たいほ}捕まえて逮捕するなんて ^{ほんとう}本当に ^{ほんとう}本当に ^{しんじられない}信じられないです。もっともつと
^{じょうしき}常識 では ^{かんがえられない}考えられないのは、 ^{しんじられない}信じられないのは ^{つみ}罪 もない ^{ひと}人を ^{つかまえて たいほ}捕まえて逮捕することのでき

やう、そう、あなた方。 ^{がた いま}今までもいっばい ^{つみ}罪 もない ^{ひと}人 ^{つかまえて くいもの}捕まえて ^{こんかい}食べ物 にしているし、 ^{けいさつ}今回 も
^{けいさつ}警察 です。 ^{ふとう}不当 は ^{けいさつ}警察 だ。 ^{ふとう}そんな ^{けいさつ}不当 な ^{つかまる ひ}警察 の ^{ちかい}捕まる 日は近い。

そして ^{けいさつ}警察 の ^{にんげん}人間 は ^{さいてい}最低。 ^{わたしたちしょうがいしゃ}いくら ^{ことりかい}私たち ^{せつした}障害者 の ^{ことりかい}事理解 できないからって、 ^{せつした}接したこ
とがないから。ひどすぎる。まったく。

^{100ほ}100 ^{ずって}歩ゆずって、 ^{ひと}じゃあ ^{にんげん}せめて ^{けん}人として ^{たいしてなに}人間 として ^{かんじて}この ^{かんじて}件 に対して ^{かんじて}何か を ^{かんじて}感じて くれ。 ^{かんじて}せめ
て、 ^{うえ}そして ^{にんげん}上の ^{につけて}人間 に ^{にんげん}告げて くれ、 ^{にんげん}せめて ^{にんげん}人間 になつて くれ。

^{ひと}人 になりたくないのか。 ^{にんげん}人間 になりたくないのか。 ^{けいさつ}警察 の ^{けいさつ}みなさんよ、 ^{けいさつ}まったく。

そして、 ^{いのち}命 ^{おねがい}かけて ^{おねがい}お願いします。

^{つみ}罪 もない ^{ひと}人、 ^{つみ}罪 のない ^{つみたち}Bさん、 ^{つみたち}Cさん を ^{はやくけいさつ}一日 ^{だして}でも ^{かいほう}早く ^{だして}警察 から ^{かいほう}出して ^{かいほう}解放 してくれ。 ^{かいほう}そ
^{じょうしき}んな ^{かんがえられない}常識 では ^{こと}考えられない ^{せけん}おかしい ^{せいぎ}事 を ^{せいぎ}すると、 ^{せいぎ}世間 が、 ^{せいぎ}正義 が ^{せいぎ}だま ^{せいぎ}って ないぞ。
^{せいぎ}ただ ^{せいぎ}です ^{せいぎ}まない ^{せいぎ}ぞ、 ^{せいぎ}ぜ ^{せいぎ}った ^{せいぎ}い。

^{せけん}世間 が、 ^{いしむらふみこ}石村 ^{あさひで}文子 が ^{おとうさん}旭 ^{けいさつ}出 と ^{たたかう}お父 ^{たたかう}さん と ^{たたかう}警察 と ^{たたかう}闘 ^{かくご}う ぞ。 ^{かくご}わ ^{かくご}か ^{かくご}つ ^{かくご}た ^{かくご}か、 ^{かくご}覚 ^{かくご}悟 ^{かくご}し ^{かくご}て ^{かくご}お ^{かくご}く ^{かくご}よ ^{かくご}う ^{かくご}に。

ピープルファースト当事者の意見

しやくじいけいさつしよ
石神井警察署
みうらけいじ どの
三浦刑事 殿

へいせい ねん がつ か
平成15年12月5日

とうきようとちゆうおうくぎんざ ちやうめ ぼん ごう
東京都中央区銀座3丁目7番16号
ぎんざ かい
銀座NSビル6階
でんわ
電話 03 (3535) 2851
ファックス (3535) 2854
べんごし おおいし こういちろう
弁護士 大石 剛一郎

れん らく しよ 連 絡 書

わたし きのう しやくじいけいさつ たいほ しおよ し
私は、昨日(石神井警察に)逮捕された C氏及び B氏について、
ほんじつ ご ご じ せつけん どうじん べんごにん もの どうせつけん
本日午後5時ころに接見して、同人らの弁護人になろうとする者です。同接見
ご とりしらべたんとうかん かた すこ はなし おも つごう わ
後に、取調担当官の方と少しお話をしたいと思っておりますが、ご都合が合わ
なかつたり、無用に時間を費やしたりすることを考慮して、事前に私からお話
したいことの趣旨を御連絡する次第です。

ほんけん こうせいようけん がいとう こうい ざいめい しょうがいしよにゆうしよしせつ
1 本件は、構成要件に該当する行為の罪名としては(障害者入所施設への)
けんぞうぶつしんにゆう もんだい ほんしつ じゆうきよ へいおん ほうえきしん
建造物侵入ということですが、問題の本質は、「住居の平穩」という法益侵
がい けいじてきもんだい さい
害(刑事的問題)にあるのではなく、A さん(36歳)というダウン
しょう ちてきしようがい も かた せいかつしえん ほうこうせい かん あらせ ふくしてき
症・知的障害を持っている方の「生活支援」の方向性に関する争い(福祉的
もんだい
問題)にあります。

ぐたいてき どう にゆうしよしせつ い
2 具体的には、A さんのお父さんはおそらく、「入所施設に入れるの
あんしん かんが にゆうしよ おも にゆうしよしせつがわ
が安心」と考えて、A さんを入所させたのだと思います。入所施設側もお
とう いし もと せいかつしえん
父さんの意思に基づいて、A さんの生活支援をしようとしています。

しかし、A さん本人は、「家に帰りたい、入所施設はイヤだ、家に帰れ
ないのであれば施設ではなく、アパートで暮らしたい、という意味をハッキリ
と持っている」という状況があります。

弁護士の連絡書



3 この点については、お父さん及び入所施設側は、「A さんにはそのような判断能力はない、そのような意思表示は無効だ」と主張されております。しかし、A さんは、難しい法律行為の判断はできないとしても、そこに住みたいか、住みたくないか、別のところの方が良いのかどうか、といったレベルの判断は十分に可能な方なのです。

4 一般論として、誰でも、大人数の入所施設に詰め込まれて生活をするのは嫌です。できることならば、地域で普通に暮らしたい、と思うものです。しかし、多くの場合、地域で生活する条件が整いにくいので、やむを得ず、大きな入所施設に居ざるを得ない、というのが現状なのです。

5 ところが、今回のA さんの場合、本人のキャラクター(人から好かれる)もあって、周囲に「A さんが地域で暮らすのを全力で支援しよう」という人が集まりました。それが、今回逮捕されたC さんやB さんたちでした。

しかし、彼らの生活支援については、お父さんとしては入所施設と比べて安心できると思えなかったのでしょうか。お父さんは、彼らの生活支援ではなく、入所施設を選択しました(しかし、現実的には、入所施設でも死亡に至るような事故は少なからず発生しています)。

ここで、C さんやB さんたちの生活支援の方向性(地域で普通の暮らし)とお父さん・入所施設の意味が対立する形になりました(ここに今回の事件の本質があります)。

そして、A さん本人の意思は、C さんやB さんたちの方向性と一致していたのですが、お父さんは了解されませんでした。

6 このような状況の下、私は最近、そのようなA さんの生活支援の方向性をどうしたら良いかということについて、C さんやB さんたちから相談を受けていました。

私は、法的には、A さんは既に成人に達しており、お父さんは法定代理人(親権者)ではないので、施設を選択するにしてもアパート生活をj 選択するにしても、本人の自己決定によって決められるのが原則であり、仮にそのような自己決定をするだけの能力がないということであれば、「成年

弁護士の連絡書

後見制度」を利用して、家裁によって選任された成年後見人が本人のために決める、という形しかないことなどを話しました。

今回の事件は、C さんやB さんたちが、この成年後見制度の利用に関する説明のことも含めて、あらためて、A さんの意思を確認するために、施設に赴いたところ、発生しました。すなわち、C さんやB さんたちの生活支援(A さんのための)の方向性に異議を唱えていた施設(しかし、その「異議」はA さん本人の意思には反しています)が、C さんやB さんたちの動きを止めるために、警察沙汰にした、というのが真相です。

私は、このようなケースに警察が介入するのは適当でない、と思います。

7 A さん本人が、「施設に居たくない、自宅がだめならば、アパートで暮らしたい」と意思表示しているのに、成年後見制度を利用することもなく、施設に居させ続けること、更には、A さん本人の意思に沿った方向性の情報を入手する経路さえ絶ってしまうこと(今回の施設側の対応は実質的にこれにあたります)は、たとえそれが、A さんのためを思って行われたとしても、それは合理的な理由のない自由拘束であり、態様によっては監禁罪に該当する可能性もある、と思います。

8 以上のとおり、本件は、住居の平穏を妨害するといった実態があるケースではなく、A さんの生活支援に関する見解の相違の中で、警察の力を利用して、A さんを施設に居させ続けようとしているケースですので、この点をご理解いただいたうえで、対応していただきたいと切に思います。

以上

弁護士の連絡書

13

こうせいろうどうしょうあん

厚生労働省案

しえんひたんか ひきさげ

「グループホームの支援費単価の引き下げ」

こんがい もんだい

～今回の問題について～

しんぶんきじ

こんねんど しえんひ

16ページの新聞記事にもありますが、今年度の支援費
の国からの補助金が足らなくなると言われています。

くに ほじよきん た い

しえんひせいど まえ くに かね

支援費制度がはじまる前に、国は、お金をケチってすくな
めにしか、用意してなかったからです。

けいさん た わ

計算して足らなくなるということが分かってきているの
に、国は、「お金をつけたします」とは、いいません。

らいねんど くに だ かね

それどころか、来年度からの国が出すお金をすくなくし

あん こんげつ だ

ようとする案を今月、出してきました。それが15ページの今

もんだい あん じゅうど

回の問題です。この案がとおると、「重度」といわれる人

す きん すく

が住むグループホームに、はいるお金は、少なくなります。

あん い

このままいくと、12月20日には、この案がとおると言わ

こうせいろうどうしょう こうぎ

れています。わたしたちは厚生労働省にいき、抗議するこ

き おおさか じむきよく

とを決めました。(ピープルファースト大阪 事務局)

◎ サービス量の確保を図る観点から次の見直しを行う。

1. 知的障害者地域生活援助(グループホーム)支援費基準額の見直し

(1) 変更(案)

平成16年4月(16年度)から、知的障害者地域生活援助支援費について、区分1(重度)の基準額の見直しを行う。

(区分1に含まれる2人目の世話人の人件費部分について非常勤職員を前提とした精算を改める。)

(2) 見直しの理由

全体としてのサービス量を確保する必要があるため。

(3) 具体的な支援費基準(案)

定員	平成15年度		平成16年度(案)		差引増減	
	区分1	区分2	区分1	区分2	区分1	区分2
4人定員	132,650円	66,320円	109,140円	66,320円	△23,510円	0円
5人定員	119,380円	53,060円	95,880円	53,060円	△23,500円	0円
6人定員	110,540円	44,220円	87,040円	44,220円	△23,500円	0円
7人定員	104,220円	37,900円	80,720円	37,900円	△23,500円	0円

(注1) 上記の平成16年度(案)の基準額は、今年度の人事院勧告(△1.07%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成において、変動することが見込まれる。

(注2) 丙地の単価

2. 区分1の適用対象の見直し

区分1の適用対象について、世話人2人以上配置されている、あるいは世話人が同居(住み込み)しているグループホームに限定することを検討。

しょうがいしゃ ざいたく りょうきゅうそう ほじょきんぶそく おそ
障害者の在宅サービス利用急増、補助金不足の恐れ

(asahi.com 2003/11/14)

しょうがいしゃ えら ふくし かんぱん しがつ はじ しょうがいしゃしえん ひ せいど
 「**障害者が選ぶ福祉**」を看板に4月から始まった**障害者支援費**制度で、
 しんたい ちてきしょうがいしゃ りょう きゅうそう くに よさん ぶそく おそ
身体・知的障害者のホームヘルプの利用が急増し、国の予算が不足する恐
 つよ にち こうせいろうどうしょう ほじょきん ぜんがくこうふ
れが強まっていることが13日わかった。厚生労働省は補助金を全額交付
 かろうせい とどうふけん つた えんちか た けいさん
できない可能性がある」と都道府県に伝えた。50億円近く足りないとの計算もあ
 しょうがいしゃ ひつよう じゅうぶん う かんが
り、障害者が必要なサービスを十分受けられなくなることも考えられる。
 しょうがいしゃふくし そこあ めざ せいど はや ざいせいてき かべ つ
障害者福祉の底上げを目指した制度は、早くも財政的な壁に突きあたった。

しんたいかいじょ がいしゅつしえん くに にぶん じょうげん ほじょ
身体介助や外出支援などのホームヘルプサービスは、国が2分の1を上限に補助
 とどうふけん しちょうそん ふん ふたん あつしろうしょう じぎょう
し、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担する。厚労省はホームヘルプ事業の
 ほじょきん ねんどうしよよさん えん ぜんねんどひ そう けいじょう
補助金として03年度当初予算で278億円(前年度比14.5%増)を計上した。

しょうがいしゃ ひつよう しんせい しがつ りょう よそう こ の
障害者から必要なサービスを申請してもらったところ、4月からの利用が予想を超えて申した。
 こうろうしょう しがつ かげつかん りょうじっせき らいねんさんがつ ひつよう
厚労省が4月から2カ月間の利用実績をもとに来年3月までに必要にな
 ほじょきん けいさん えんちか ぶそく ほせいよさん
る補助金を計算したところ、50億円近く不足することがわかった。補正予算
 ようきゅう せいどじょうむすか しょう た よさん りゅうよう たいおう
を要求するのは制度上難しく、同省は他の予算を流用するなど対応を
 けんとう ふそくぶん ぜんがくう きび じょうきょう
検討しているが、不足分を全額埋めるのは厳しい状況だ。

しょう こんげつ はい とどうふけん たい ねんど こうふ ほじょきん そうとう
同省は今月に入って都道府県に対し、02年度に交付した補助金に相当
 ふん ぜんがくだ ねんど りょうじかん ふ ふん しんき しんせいぶん
する分は全額出すものの、03年度から利用時間が増えた分や新規の申請分
 ほじょがく にぶん したまわ かろうせい つた
については補助額が2分の1を下回る可能性があることを伝えた。

ふそくぶん おぎな じちたい ちほう ふたん お はんぱつ
不足分を補うことになる自治体は「地方への負担の押しつけ」と反発。
 ざいせいなん じちたい けす おそ しょうがいしゃだんたい
財政難の自治体ではサービスが削られる恐れもあることから、障害者団
 ききかん つよ
体も危機感を強めている。

とうきょうと ねんど じぎょうひ ぜんねんど ふ やく
東京都では03年度のホームヘルプ事業費が前年度より34%増えて約1
 えん みこ みやこ くに ほじょ えん
53億円になると見込む。都はこのままだと、国の補助が9億6000万円
 ふそく しんき しんせい そうか いちいん わかやまし
不足するとしている。新規の申請も増加の一因とみられ、和歌山市では02
 ねんど にん ちてきしょうがいしゃ りょう にん こ うし しょうりやく
年度は3人だった知的障害者の利用が200人を超えた。(後ろは省略)

補助金不足(asahi.comより)

ねんじゅうにがつ にち
2003年12月11日

こうせいろうどうしょうさかぐちだいじん どの
厚生労働省坂口大臣 殿

せつりつじゅんびいいんかい
ピープルファースト・ジャパン設立準備委員会
おおさかふひがしおおさかしあらもと
〒577-0023 大阪府東大阪市荒本ウィダーホール23-101

はっしんきちざ☆ハート内

TEL06-6789-6637 FAX06-6789-6649

じぎょううんえい みなお あん たい こうぎぶん
グループホームの事業運営の見直し(案)に対する抗議文

へいせい ねんど む
「平成16年度に向けたグループホームの事業見直し(案)」を聞いて
おこ
すごく怒っています。「グループホームのお金が1ヶ月2万円も減らされ
いちねんかん えん へ
る」「1年間に100万円も減らされるグループホームもある」そうですね。
かいごしや へ
そんなことをしたら、介護者がいれられなくなります。介護者が減らされた
じこ お ぜったいむり かんが
りいなくなると、事故が起きたり、けがをすることになります。絶対無理です。考
えられません。

こうせいろうどうしょう しょうがいしゃ ちいき く にゅうしょせつ へ
厚生労働省は、「障害者を地域で暮らせるようにする」「入所施設を減
らす」と言っているのに、これでは入所施設が増えると思います。重度の人
にゅうしょせつ い おも じゅうど ひと
は入所施設に入れられてしまい、グループホームは軽度の人だけになりま
す。当事者がグループホームに入りたいと言っているのに、親や他の人が
にゅうしょせつ にゅうしょせつ はい ひと い
入所施設にいかせるかもしれません。入所施設に入りたくない人を入れる
じんけんしんがい
のは、人権侵害です。

こうせいろうどうしょう うそ い わたくしたち おこ かって き
厚生労働省は嘘を言ったのですか？私達は怒っています。勝手に決め
あん ぜったいゆる
るのはやめてください。この案を絶対許しません！

ピープルファーストジャパン設立準備委員会の抗議文

平成15年12月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課課長補佐名の「平成16年度に向けたグループホームの事業運営の
見直し(案)」について、大阪府は強い憤りを覚えるとともに、下記により
到底理解できない旨表明する。ついで、本案を撤回し、国において、知的
障害者地域生活援助事業のより一層の充実を図られるよう求めるもので
ある。

き
記

グループホームは、障害者の地域における自立生活の基盤である。単に、住ま
いと食事を提供するだけでなく、入居者間の人間関係の調整や就労
先、家族との連絡調整、権利擁護、カウンセリング等の専門相談など、障害者
の自立に資する多様なサービスを提供することが求められている。

特に区分1の者が入居するグループホームでは、世話人の複数配置のほか、
夜間対応職員配置を含め、相当な人員配置を行っている。365日体制の
運営を確保するには、現状の支援費額でも不十分な状況にあり、現行単価
の大幅な引き下げは、グループホーム運営を危うくし、知的障害者の地域生活
の場を奪う結果をもたらす。

また、見直し(案)では、1グループホームあたり年額100万円以上の減額
となるが、これは、一定の定員を抱える入所型の施設と異なり、現に配置され
ている世話人の解雇に直接的につながっていくものである。経験豊富で入居者
との人間関係を築き上げてきた職員が解雇されるような事態になれば、サービス
の低下は避けられない。

加えて、支援費単価が引き下げられれば、特に区分1の者はグループホームへの
入居を排除される事態が予想される。これは、障害者計画において、国自
らが示した施設から地域への移行、在宅福祉重視という施策方向に逆行するも
のである。

併せて、見直し(案)では、区分1適用対象について、世話人の複数配置、世話人
の同居をあげているが、支給決定権者である市町村において、こうした事業
を把握することは不可能である。そもそも支援費制度は、障害者一人ひとりに着

大阪府から厚生労働省への抗議文

し、サービス提^{ていきょう}供^{ひつよう}に必^{しえん}要^{ひがく}な支援費額^{けってい}が決^{こうぞう}定^{こうぞう}される構^{こうぞう}造^{こうぞう}になっていることからし
ても、同じ区分^{おな}1^{くぶん}の者^{しゃ}でありながら、入^に居^{ゆう}するグループホームの運^{うん}営^{えい}体^{たい}制^{せい}如何^{いかん}
によって支援費額^{しえんひがく}が変^{へん}動^{どう}するのは不^ふ合^{ごう}理^りである。

さらに、国^{こく}立^{りつ}コロニーをはじめ、全^{ぜん}国^{こく}の大規模施設^{だいきぼしせつ}の解^{かい}体^{たい}が志^し向^{こう}されるなかで、
その受け皿^{うけざら}としてのグループホームの重^{じゅう}要^{よう}性^{せい}がますます高^{たか}まっているにもかかわらず、
サービス総^{そう}量^{りょう}を確保^{かくほ}するためと称^{しょう}してこうした単価見直し^{たんかみなお}が行^{おこな}われるので
あれば、今後^{こんご}、知的障^{ちてきしょうがい}害^{がい}者の地域生^{ちいきせい}活^{かつ}の場^ばの確保^{かくほ}は危^き機^{きてき}的^{じょうきょう}な状^{じょう}況^{きょう}に瀕^{ひん}する。

以^い上^{じょう}、今^{こん}回^{かい}の見直し^{みなお}(案^{あん})は、グループホーム制度^{せいど}の根^{こん}幹^{かん}を揺^ゆるがすものであ
り、こうした(案^{あん})の提示^{ていじ}は、障^{しょう}害^{がい}者^{がい}施策^{しやく}を推^{すい}進^{しん}する国^{くに}の責^{せき}務^むを放^{ほう}棄^きするに等^{ひと}
しいものと言^いわざるを得^えない。

へいせい ねんじゅうにがつとおか
平成15年12月10日

おおさかふけんこうふくしふしょうがいほけんふくしつちょう
大阪府健康福祉部障^{しょう}害^{がい}保健福祉室^{ほけんふくしむ}長

やまなか
山中基久

こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけんふくしふしょうがいふくしか
厚生労働省社会・援護局障^{しょう}害^{がい}保健福祉部障^{しょう}害^{がい}福祉課

かちょうほさ しんいち さま
課長補佐 長田 信一 様

大阪府から厚生労働省への抗議文

たいがい し が ほうこく
「ピープルファースト大会 in 滋賀」三二報告

たいがいさんがしゃ

1.大会参加者は、1200人でした!!

いちばんおおい

いままでの大会で一番多いです。

ぜんたいがい

じけん

2.全体会では、「サン・グループ事件」に

まな

ひがい

とうじしゃ

ついて学び、被害にあった当事者にも
きていただきました。

とくしま

らいねん たいがいがいさいち

3.来年の大会開催地は、徳島です!!

はなし

けいさつ

・なんで、ええ話してんのに、警察につかまらなあかんのや!

ぎやく

いくた すすむ

つかまえるほうは、逆ちゃうの!(生田 進)

かね

かいごしゃ

・これ以上、グループホームのお金へって、介護者へったら

じけん

うめはら よしのり

事件ばかり、ふえてしまう(梅原 義教)

KSKS ピープルファースト通信 No.5 定価 100円

2003年12月号

編集人「ピープルファースト大阪」事務局

住所 東大阪市荒本2049-4-101 はっしんまち ザ☆ハート内

TEL 06-6789-6637 FAX 06-6789-6649

E-mail info@theheart.jp

発行人「関西障害者定期刊行物協会」

住所 大阪市城東区東中浜2-10-13 緑橋グリーンハイツ 1F